

静岡県告示第504号の3

県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第928号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 定義 (1)～(5) (略) (6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。 ア～ウ (略) エ 県内立地工場等事業継続事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び第3(1)ウ本文の経費を除く。）が、工場及び物流施設にあつては<u>5億円</u>以上、研究所にあつては<u>1億円</u>以上であること。 オ～ク (略) (7) (略) 第3 補助の対象及び補助率（額） (1) 補助の対象 県内立地工場等事業継続事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。 ア (略) イ 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備及び事業継続の	第2 定義 (1)～(5) (略) (6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。 ア～ウ (略) エ 県内立地工場等事業継続事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び第3(1)ウ本文の経費を除く。）が、工場及び物流施設にあつては<u>10億円</u>以上、研究所にあつては<u>2億円</u>以上であること。 オ～ク (略) (7) (略) 第3 補助の対象及び補助率（額） (1) 補助の対象 県内立地工場等事業継続事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。 ア (略) イ 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備及び事業継続の

ために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>50万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費 ウ （略） (2) （略）	ために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>100万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費に知事が別に定める割合を乗じて得た額 ウ （略） (2) （略）
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱の規定は、令和9年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散については、なお従前の例による。